

## ◆3割負担 予防通所リハビリテーション利用料◆

## ●サービス提供時間

要介護度	介護サービス費	日用品費	教養 娯楽費	食費 昼食700円 おやつ100円 (流動食460円)	自己負担額 (月額) 要支援1は月4回 要支援2は月8回の食費含む
要支援1	7,655円/月	120円/日	200円/日	800円/日	12,055円
要支援2	14,309円/月				23,109円

\* 基本単位:月額設定 日割り計算は行わない

\* 上記金額には、サービス体制強化加算(Ⅰ) 要支援1:286円 要支援2:572円を含む。

## ●内訳 ※日用品費・教養娯楽費のご使用は、共用となります。

日用品費	ティッシュ、おしぼり、入浴用タオル・バスタオル・シャンプーリンス 石鹸、ボディローション、綿棒等 (短時間利用は料金変動 1~2時間利用:0円、3~4時間利用60円)
教養娯楽費	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、クラブ活動用材料等 (短時間利用は料金変動 1~2時間利用:0円、3~4時間利用100円)

## ●その他加算項目

加算項目		自己負担金額	
科学的介護推進体制加算	厚労省へサービス状況の提出とフィードバックを受け、利用者へのサービス向上の取組みを行った場合	月:130円	
栄養アセスメント加算	管理栄養士と他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者へ説明及び必要に応じて相談を受けることに加え、厚労省に栄養管理情報を提出し、フィードバックを受け活用した場合	月:163円	
栄養改善加算	低栄養状態の改善のため、管理栄養士が在宅での食事相談や栄養指導などの栄養改善サービスを行った場合	月:650円	
口腔機能向上加算Ⅰ	言語聴覚士、歯科衛生士または看護師が口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導もしくは実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合	月:488円	
口腔機能向上加算Ⅱ	上記、口腔機能向上サービスを実施し、情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合	月:520円	
一体的サービス提供加算	栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを実施し、いずれかのサービスを1月に2回以上行い、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していない場合	月:1,560円	
退院時共同指導加算	退院時、医師や作業療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、訪問リハビリテーションを行った場合	回:1,950円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)	1ヶ月あたりの総単位数×0.111(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 合計金額の1割相当分	左記金額	
12月超減算	要支援1	利用開始日の属する月から12月を超えて利用した場合。 ただし3か月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者情報を構成員と共有、リハビリテーション計画を見直し、計画内容等を厚生労働省へを提出、必要な情報を活用した場合は減算しない。	月:-390円
	要支援2		月:-780円

## ●その他サービス

種類		自己負担金額
証明書	領収証明書	1,100円
コピー代		20円/枚
オムツ	紙おむつ…209円 パッド…30円	左記金額